

ハローワーク立川で失業給付金等の受給手続きをご予定の方へ

ハローワーク立川で、失業給付金等のお手続きをご予定されている方は、以下をご一読いただき、混雑緩和にご協力をお願いいたします。

● 混雑が予想される曜日、時間

毎週月曜日が特に混雑しています。また、毎日**正午過ぎから混雑する傾向**にありますので、**午前中の来所**をお勧めいたします。また、遅くとも、**16時までにはご来所いただきますよう、ご協力をお願いします。**

● 手続き時間の短縮のために

ご自宅のPCやスマートフォンから、事前に求職申込情報を入力してからご来所いただくことで、ハローワークでの手続き時間が短縮されます。

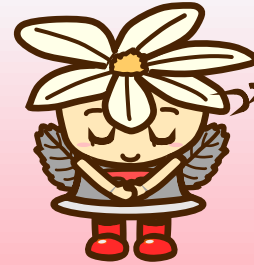
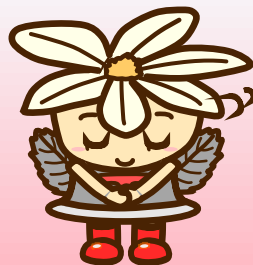
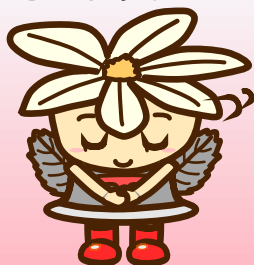
[ハローワークインターネットサービス - 求職者マイページアカウント登録](#)



● 失業給付金の仮手続きについて

失業給付金の受給手続きにつきましては、退職した事業所が発行した離職票が必要ですが、**退職日の翌日から12日以上経過した場合、離職票がお手元にない場合でも仮の受給手続きが可能です。**離職票以外の申請に必要な書類を持参してください。[受給手続きに必要なものなど（ハローワークインターネットサービス）](#)
(退職日の翌日から**12日以上経過しない間は、ご来所いただいても仮手続きは行えません。)**

※ 仮手続きをされた方は、離職票を、後日開催される、雇用保険受給説明会、初回認定日のタイミングでご持参ください。初回認定日より後に離職票を受理した場合、失業給付金の入金が通常より遅くなる場合がございます。



ハローワーク立川で失業給付金等の受給手続きをご予定の方へ

●受給中のご本人確認について

失業給付金受給中の本人確認については、顔写真2枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、※ 離職時のご年齢が65歳以上の方は1枚）か、マイナンバーカードを都度提示していただくかを選択できます。マイナンバーカードを提示していただく場合、写真の提出は不要です。

●ハローワークへの来所日（失業認定日）について

失業給付金を受給するためには、ハローワークが指定した日に来所し、失業の認定を受ける必要があり、指定した日を失業認定日といいます。

失業認定日につきましては、原則失業給付金の受給手続きをした日から概ね4週間後の日を指定します。以降は4週間ごとの認定日を指定しますが、祝日等がある場合は前後の平日が失業認定日となります。

●教育訓練給付金（一般・特定一般・専門実践）指定講座等を受講予定の方へ

令和7年4月1日以降に、教育訓練給付金指定講座を受講開始予定の方は、給付制限期間の解除が出来る場合がございますので、受給手続きの際にお申し出ください。

●教育訓練給付金の手続きをされる方へ

毎月月初に、教育訓練給付金の申請件数が増加する傾向にあり、受付に時間を頂戴しております。申請の際は、予め申請書類をご記入のうえ、必要書類を揃えてご提出ください。

審査結果につきましては、給付金の申請をいただいてから約1ヵ月ほどかかる見通しとなっております。

よくあるQ&Aについて、
ホームページでお知らせしています！



[失業給付に関するQ&A](#)



[手続きをこれからされる方へ](#)



[教育訓練給付金の申請](#)

立川市緑町4-2 2階

担当：ハローワーク立川

雇用保険給付課

TEL:(042) 525-8609(11#)

※ お電話が繋がりにくくご迷惑をおかけします。